

産業廃棄物の排出事業者の皆様へ

◇◇低濃度PCB汚染物に注意してください◇◇

低濃度PCB汚染物の取扱い

平成元年度以前に製造された重電機器等の中には、低濃度のPCBに汚染された絶縁油（以下「低濃度PCB汚染物」という。）が数多く存在することが明らかになりました。これら重電機器等のうち、低濃度PCB汚染物である可能性が完全に否定できないものについて、使用を終えた場合における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）の取扱いについては、環境省から次のとおり示されています。

なお、平成14年以前に製造された重電機器等についても、少数ですが低濃度PCB汚染物がありますので注意が必要です。

1. 重電機器等を使用している者にとっては、重電機器等の使用を終えた場合には、重電機器等の製造者及び日本電機工業会から供される低濃度PCB汚染物に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該重電機器等の製造者に対して、低濃度PCB汚染物である可能性について確認すること。

また、重電機器等の製造者からの情報等により、使用を終えた重電機器等について低濃度PCB汚染物である可能性が完全に否定できないと判断された場合には、当該重電機器等の使用を終えた者にとっては、速やかに絶縁油中のPCB濃度を測定し、PCB廃棄物に該当するか否かについて確認すること。（0.5mg/kg 以下はPCB廃棄物に該当しません。）

なお、その際、その使用を終えた重電機器等について、PCB廃棄物に該当しないことが確認されるまでの間は、当該重電機器をPCB廃棄物と同様に適正に保管すること。

2. 使用を終えた重電機器等についてPCB廃棄物に該当することが確認された場合には、当該重電機器等の使用を終えた者にとっては、廃棄物処理法第12条に基づき、PCB廃棄物として適正に保管等の処理を行うとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないほか、PCB廃棄物特別措置法第8条に基づき都道府県知事又は政令市長に対して保管等の届出をしなければならないものであること。

環境省ホームページ

【ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理】

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

千葉県環境生活部廃棄物指導課
電話043-223-2757

産業廃棄物の処理業者の皆様へ

◇◇低濃度PCB汚染物に注意してください◇◇

低濃度PCB汚染物の取扱い

平成元年度以前に製造された重電機器等の中には、低濃度のPCBに汚染された絶縁油（以下「低濃度PCB汚染物」という。）が数多く存在することが明らかになりました。これら重電機器等のうち、低濃度PCB汚染物である可能性が完全に否定できないものについて、使用を終えた場合における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）の取扱いについては、環境省から次のとおり示されています。

なお、平成14年以前に製造された重電機器等についても、少数ですが低濃度PCB汚染物がありますので注意が必要です。

1. 産業廃棄物処理業者にあつては、事業者から廃重電機器等の処分を受託しようとする場合には、あらかじめ当該事業者に対して、PCB混入の可能性の有無について確認すること。当該廃重電機器等について、PCBの混入が確認された場合には、PCB廃棄物として適正に処分できる者以外、処分を受託してはならないものであること。
2. 廃油若しくは金属くず等廃重電機器等由来の廃棄物であることが疑われる場合には、事業者に対し、その経歴を確認し、廃重電機器等由来であれば、上記1. のとおりPCB混入の可能性の有無について確認すること。

【確認方法】

- (1) 重電機器等の製造者のPCB混入なしの証明書
- (2) 重電機器等のPCB濃度測定結果(0.5mg/kg以下はPCB廃棄物に該当しません。)

* PCBの混入が確認された場合には、有償無償を問わず譲渡禁止です。

環境省ホームページ

【ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理】

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

千葉県環境生活部廃棄物指導課
電話043-223-2757